

【入札参加者の皆様へ】

多気町が発注する請負工事において、「水道事業実務必携」の歩掛を適用している請負工事については、下記のとおり諸雑費及び端数処理を適用するものとしします。

記

1. 請負工事標準歩掛

(1) 諸雑費

①単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数量当たりの単価表の合計金額が、整数となるように所定の諸雑費率以内で端数を計上することを原則とする。しかし、所定の諸雑費率以内の計上で単価が整数にならない場合は、諸雑費を最大限計上し、単価にて小数点以下を切り捨てる。

②単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数量当たりの単価表の合計金額が、整数となるように最小限の諸雑費を計上するものとしします。

(2) 端数処理

①単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てるものとしします。また、歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数点以下第4位を四捨五入し、3位までとしします。

②内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てるものとしします。

③共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てるものとしします。

④現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てるものとしします。

⑤工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上するものとしします。

1. 請負工事における諸雑費及び端数処理の取り扱いについて

	水道事業実務必携 平成30年度版	多気町の運用
		令和元年6月1日適用
(1) 諸雑費の取り扱いについて		
①単価表		
(歩掛表に諸雑费率があるもの)	有効数字4桁	整数止め
②単価表		
(歩掛表に諸雑费率がなく、端数処理のみの場合)	有効数字4桁	整数止め
(2) 端数処理の取り扱いについて		
①単価表		
単価表の各構成要素の数量×単価＝金額	小数第2位止め (3位以下切捨て)	整数止め (小数点以下切捨て)
歩掛の計算結果の端数処理(各々に定めがある場合を除く)	小数第3位 (4位四捨五入)	小数第3位 (4位四捨五入)
②内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額	整数止め (1円未満切捨て)	整数止め (1円未満切捨て)
③共通仮設費	1,000円止め (1,000円未満切捨て)	1,000円止め (1,000円未満切捨て)
④現場管理費	1,000円止め (1,000円未満切捨て)	1,000円止め (1,000円未満切捨て)
⑤工事価格	10,000円単位 (一般管理費で調整)	1,000円単位 (一般管理費で調整)